(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

(変更)

				資料番号	1		担当課	漁政課
法令名	水産業協同組合法	根拠条項	11 の 11 - 1		許認可等 の内容	漁業協同組合の信用供与等限 度額を超える特例の承認		
			1	לבו ועט	反	はらばんり	コンコヘンノチノかい	

水産業協同組合法

昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号

(同一人に対する信用の供与等)

第十一条の十一 第十一条第一項第四号の事業を行う組合の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、当該組合の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。)若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

水産業協同組合法施行令

平成五年十月六日政令第三百二十八号

(同一人に対する信用の供与等)

- 第十条 法第十一条の十一第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。)が当該漁業協同組合の子会社(法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。次条において同じ。)でない場合の次に掲げる者(以下この条において「受信合算対象者」という。)とする
 - 一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者
 - イ 当該同一人自身の子会社
 - 口 当該同一人自身を子会社とする会社
 - ハ ロに掲げる会社の子会社 (当該同一人自身及びイ又は口に掲げる会社に該当するものを除く。)
 - 二 会社以外の者であって、当該同一人自身の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権 を有するもの
 - ホ会社以外の者であって、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の 五十を超える議決権を有するもの
 - へ 二又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社 (当該同一人自身及び口に掲げる会社に該当するものを除く。)及び当該会社の子会社
 - ト 当該同一人自身、イから八まで若しくはへに掲げる会社(第四項において「合算会社」という。) 又は二若しくはホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社(イから八まで又はへに掲げる会社に該当するものを除く。)
 - 二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者
 - イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社(以下

- この項及び第四項において「同一人支配会社」という。)
- 口 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若 しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を 有する他の会社(イに掲げる会社に該当するものを除く。)
- 2 前項第一号に規定する「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える 議決権を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社 又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議 決権を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。
- 3 法第十一条の六第三項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が有する議決権及び前項の場合において会社又はその子会社が有する議決権について準用する。
- 4 第一項第一号トに掲げる会社及び同項第二号口に掲げる会社は、これらの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。
- 5 法第十一条の十一第一項 本文の信用の供与又は出資として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 貸出金として主務省令で定めるもの
 - 二 債務の保証として主務省令で定めるもの
 - 三 出資として主務省令で定めるもの
 - 四 前三号に掲げるものに類するものとして主務省令で定めるもの
- 6 法第十一条の十一第一項 本文及び第二項 前段の政令で定める区分は、次に掲げる信用の供 与等(同条第一項 本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。)の区分と する。
 - 一 法第十一条の十一第一項 本文に規定する同一人(以下この条において「同一人」という。) に対する信用の供与等
 - 二 同一人自身に対する信用の供与等
- 7 法第十一条の十一第一項 本文及び第二項 前段の政令で定める率は、次の各号に掲げる信用 の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。
 - 一 前項第一号に掲げる信用の供与等百分の四十
 - 二 前項第二号に掲げる信用の供与等百分の二十五(漁民が主たる構成員若しくは出資者となっている組合員である法人で主務省令で定めるもの又は営利を目的としない法人であって、地方公共団体が出資者若しくは構成員となっているもの若しくは地方公共団体がその基本財産の一部を拠出しているもの(第十項に規定する法人を除く。)に対する信用の供与等にあっては、百分の三十五)
- 8 法第十一条の十一第一項 ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。
 - 一 信用の供与等を受けている者(以下この条において「債務者等」という。)の事業の遂行 上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該漁業協同組合が当該債務者等に 対して法第十一条の十一第一項 本文に規定する信用供与等限度額(以下この項及び第十三 項において「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしないこととすれば、 当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。
 - 二 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該漁業協同組合の同一人に 対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。
 - 三 前二号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由
- 9 法第十一条の十一第二項 後段において準用する同条第一項 ただし書の政令で定めるやむ を得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 前項第一号に規定する場合において、当該漁業協同組合及びその子会社等(法第十一条の十一第二項 前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十四項において同じ。)又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項 前段に規定する合算信用供与等限度額(以下この項及び第十四項において「合算信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。
- 二 当該漁業協同組合が新たに子会社等を有することとなることにより、当該漁業協同組合及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。
- 三 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該漁業協同組合及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。
- 四 前三号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由
- 10 法第十一条の十一第三項の政令で定める信用の供与等は、営利を目的としない法人であって、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となっているもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を出資しているもののうち主務省令で定めるものに対する信用の供与等とする。
- 1 1 第一項から第六項まで及び前項の規定は、法第九十二条第一項 及び第百条第一項 において準用する法第十一条の十一第一項 本文の政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの及び政令で定める区分、同条第二項 前段の政令で定める区分 並びに同条第三項 の政令で定める信用の供与等について準用する。
- 12 法第九十二条第一項 及び第百条第一項 において準用する法第十一条の十一第一項 本文 及び第二項 前段の政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。
 - 一 前項において準用する第六項第一号に掲げる信用の供与等百分の四十
 - 二 前項において準用する第六項第二号に掲げる信用の供与等百分の三十五
- 13 法第九十二条第一項 及び第百条第一項 において準用する法第十一条の十一第一項 ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。
 - 一 債務者等(次号の規定に該当するものを除く。)の事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会(以下この条において「連合会」という。)が当該債務者等に対して信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。
 - 二 当該連合会の会員その他漁業生産力の増進及び水産業経営の安定化に寄与する事業を行っている者として主務省令で定める債務者等に対して、当該連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。
 - 三 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該連合会の同一人に対する 信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。
 - 四 前三号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由
- 14 法第九十二条第一項 及び第百条第一項 において準用する法第十一条の十一第二項 後段 において準用する同条第一項 ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由 とする。

- 一 前項第一号に規定する場合において、当該連合会及びその子会社等又はその子会社等が同 号の債務者等(第三号の規定に該当するものを除く。)に対して合算して合算信用供与等限 度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障 を生ずるおそれがあること。
- 二 当該連合会が新たに子会社等を有することとなることにより、当該連合会及びその子会社 等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超 えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとす れば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。
- 三 前項第二号に規定する債務者等に対して、当該連合会及びその子会社等又はその子会社等 が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者 等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。
- 四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該連合会及びその子会社等 又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。
- 五 前各号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由
- 15 第一項から第十項まで(第七項を除く。)の規定は、法第九十六条第一項 において準用する法第十一条の十一第一項 本文の政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの及び政令で定める区分、同項 ただし書(同条第二項 後段において準用する場合を含む。)の政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項 前段の政令で定める区分並びに同条第三項 の政令で定める信用の供与等について準用する。
- 16 法第九十六条第一項において準用する法第十一条の十一第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。
 - 一 前項において準用する第六項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十
 - 二 前項において準用する第六項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

漁業協同組合等の信用事業に関する命令。平成五年三月三日号外大蔵省、農林水産省令第二号

(同一人に対する信用の供与等)

- 第十四条 令第十条第五項第一号 (同条第十一項 及び第十五項 において準用する場合を含む。)の貸出金として主務省令で定めるものは、貸借対照表の貸出金勘定 (これに類するものを含む。)に計上されるものとする。
- 2 令第十条第五項第二号 (同条第十一項 及び第十五項 において準用する場合を含む。)の 債務の保証として主務省令で定めるものは、貸借対照表の債務保証見返勘定に計上されるもの とする。
- 3 令第十条第五項第三号 (同条第十一項 及び第十五項 において準用する場合を含む。)の 出資として主務省令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は 出資 (外国法人の発行する証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む。) として計上されるものとする。
- 4 令第十条第五項第四号 (同条第十一項 及び第十五項 において準用する場合を含む。)の 主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項 に規定する有価証券の私募に該当するものであった社債の保有

- 二 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、前号に掲げる社債の保 有に該当するもの以外のもの
- 三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に証券取引法第二条第一項第八号 に規定する約束手形 として計上されるもの
- 四 デリバティブ取引に係る信用の供与として農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準に 従い算出されるもの
- 五 貸借対照表の欄外に注記することとされている有価証券の貸付け
- 5 令第十条第七項第二号の主務省令で定める団体は、次に掲げるものとする。
 - 一 漁業協同組合
 - 二 漁業生産組合

(法第十一条の十一第一項 の規定の適用に関し必要な事項)

- 第十五条 法第十一条の十一第一項 本文(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第二号において同じ。)に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等(法第十一条の十一第一項 本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。)の額(第十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。
 - 一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額
 - イ 当該組合又は当該連合会に対する貯金等に係る債権を担保とする貸出金の額のうち当 該担保の額
 - ロ 国債又は地方債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
 - 八 貿易保険法 (昭和二十五年法律第六十七号)第三十条第二項 に規定する輸出代金保険 の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第五十四条第二項 に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額
 - 二 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金(当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。)の決済に係る本邦通貨による貸付金(当該貨物に係る船積書類到着後六月以内に返済期限が到来するものに限る。)の額
 - ホ 国又は地方公共団体から交付されることが確定している補助金又は委託費のつなぎ資金として組合員又は会員に対して貸し付けた金額
 - へ 組合又は連合会が組合員又は会員から販売を委託された物資の時価の百分の八十に相 当する金額の範囲内において、当該物資の代金決済に至るまでのつなぎ資金として組合員 又は会員に対して貸し付けた金額
 - ト 地方公共団体により貸付金に係る損失が補償されることとなっている場合における当 該貸付金に係る補償の額
 - チ 国又は地方公共団体から支出された資金を基金の全部又は一部として債務の保証をすることを目的とする法人が債務の保証をした貸出金であって、債務の保証につき保険又は 再保証を行う法人により当該保証に保険又は再保証の付されているものの額のうち、当該 保険金額又は当該再保証額
 - リ 連合会の会員に対する貸付金のうち、当該会員がその組合員に対し、イからチまでに掲 げる貸付けを行う場合において、当該会員の当該貸付けに要する資金としてその貸付けに 係る条件と同一の条件(貸付利率を除く。)をもってその組合員に対して貸し付けるため の資金として貸し付けた金額
 - ヌ 組合から連合会、法第九十一条の二第一項 の規定により連合会の権利義務を承継した

組合から農林中央金庫、再編強化法第十五条第一項の規定による合併の認可又は再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項の規定による事業譲渡の認可を受けた連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合から農林中央金庫及び連合会から農林中央金庫への劣後特約付金銭消費貸借(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。以下同じ。)の額

- 二 前条第二項に規定する債務の保証に係る次に掲げる額の合計額
- イ 法第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号又は第 九十七条第三項第七号の規定により主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる 者又は法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、若しくは承認を受けな ければならない法人の業務の代理に付随して担保を徴求して行う債務の保証額のうち当 該担保の額
- ロ 国税若しくは地方税の徴収猶予、延納の担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の 担保として行う債務の保証の額
- ハ 銀行その他の金融機関が支払人となっている手形の引受け又は裏書きの額
- 二 輸入取引に伴ってなされる保証又は手形の引受けの額
- ホ 貿易保険法第五十四条第二項 に規定する海外事業資金貸付保険の付されている保証の 額のうち当該保険金額
- 三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和三十八年大蔵省令第五十九号。第四十四条の二において「財務諸表規則」という。) 第八条第二十一項 に規定するその他有価証券であって、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額
- 四 前条第三項に規定するもののうち、組合から連合会、法第九十一条の二第一項 の規定により連合会の権利義務を承継した組合から農林中央金庫、再編強化法第十五条第一項 の規定による合併の認可又は再編強化法第二十七条 において準用する再編強化法第十五条第一項 の規定による事業譲渡の認可を受けた連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合から農林中央金庫及び連合会から農林中央金庫への出資の額
- 五 前条第四項第一号から第三号までに規定するものに係る次に掲げる額の合計額
 - イ 当該組合又は当該連合会に対する貯金等に係る債権を担保とするもののうち当該担保 の額
 - ロ 国債又は地方債に係る権利により担保される額
- 六 前条第四項第五号に規定するものに係る次に掲げる額の合計額
 - イ 当該組合又は当該連合会の現金、貯金等に係る債権又は国債若しくは地方債を担保として貸し付ける有価証券の額のうち当該担保の額
 - 口 銀行、連合会及び農林中央金庫並びに信用金庫及び信用協同組合(信用金庫又は信用協同組合をもって組織する連合会を含む。)に対して貸し付ける有価証券の額(短期のものに限る。)
 - ハ 証券金融会社 (証券取引法第二条第三十二項 に規定する証券金融会社をいう。) に対して担保を徴求して貸し付ける有価証券の額のうち当該担保の額
- 七 前各号に掲げる額に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める額
- 2 法第十一条の十一第一項 本文に規定する自己資本の額は、法第十一条の六第一項第一号 (法第九十二条第一項 、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。) に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について農林水産大臣及び金融庁長官が定める ところにより必要な調整を加えた額とする。

3 組合又は連合会は、何らの名義によってするかを問わず、法第十一条の十一第一項 本文の 規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

- 第十六条 令第十条第八項第三号 (同条第十五項 において準用する場合を含む。)及び同条第 十三項第四号 の主務省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。
 - 一 当該組合又は当該連合会が農水産業協同組合貯金保険法第六十三条第一項 の認定又は 同法第六十四条第一項 のあつせんを受け、同法第六十一条第一項 に規定する申込みに係る 合併等、同法第六十二条第一項 に規定する申込みに係る合併等若しくは信用事業再建措置 又は同法第六十二条の二第一項 に規定する申込みに係る合併等を行うこと。
 - 二 当該組合又は当該連合会の出資総額の減少により一時的に自己資本の額が減少すること (出資総額の増加等により信用供与等限度額(法第十一条の十一第一項本文に規定する信用供与等限度額をいう。)を超えることとなる状態が解消される場合に限る。)。
- 2 令第十条第十三項第二号 の主務省令で定める債務者等は、漁業生産力の増進及び水産業経 営の安定化に寄与する事業のための貸付金に係る債務者であって、次に掲げる者(同条第十項 に規定する法人を除く。)とする。
 - 一 当該連合会の地区の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とし、又は当該連合会の地区内にその住所を有している当該連合会の会員以外の組合、連合会その他営利を目的としない法人
 - 二 地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又はその基本財産の過半を 拠出している営利を目的としない法人(前号に掲げる者を除く。)
- 3 組合又は連合会は、法第十一条の十一第一項 ただし書(法第九十二条第一項、第九十六 条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けようとす るときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。
 - 一 理由書
 - 二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書面
 - 三 その他参考となるべき事項を記載した書面